

## 注目 3 75歳以上等の一部の人の 後期高齢者医療制度の見直し 医療費の窓口負担が1割から2割に変わります

### 後期高齢者医療制度とは

75歳以上の人や65～74歳の一定の障害の状態にある人が加入する医療保険制度です。加入した人(被保険者)は、医療機関等の窓口で、被保険者証(保険証)を提示することにより、現行の制度では窓口で支払うのは医療費の1割(現役並み所得者は3割)のみとなります。

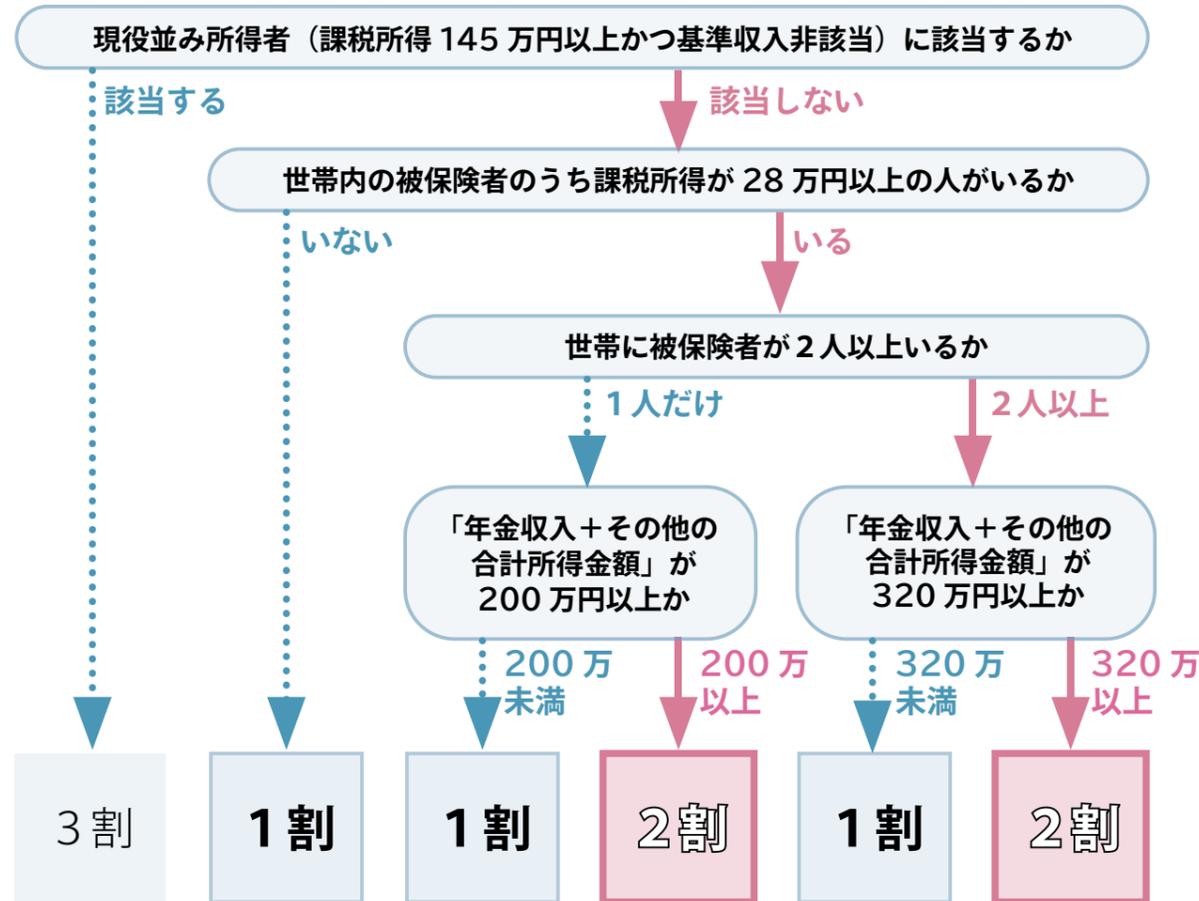
### 窓口負担割合の見直し

この窓口負担割合について、昨今の医療費の増大や現役世代の負担拡大を考慮し、見直されることとなりました。その結果、10月1日から、これまで窓口負担が1割の人のうち、一定以上の所得のある人は負担割合が2割に変わります。

### 窓口負担が2割になるのは、どんな人?

医療費の窓口負担割合が1割から2割になる人については、以下をもとに世帯単位で判定します。

- ・令和3年中の収入に対する課税所得(※1)
- ・年金収入(※2)
- ・その他の合計所得金額(※3)



※1 課税所得とは、住民税の課税対象となる課税標準額のことです。収入から必要経費などを除いた「所得」から、基礎控除や配偶者控除などの各種所得控除の合計を引いた金額になります。  
 ※2 年金収入には、遺族年金や障害年金は含みません。  
 ※3 その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

## 保険証は新しいものが届くの?

制度の見直しに伴い、後期高齢者医療制度の被保険者の皆さん全員に、新しい保険証が届きます。

### ! 保険証が2回届きます

通常、後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は、7月31日までです。そのため、毎年7月に新しい保険証をお送りしています。今年は、これに加えて9月に、10月からの制度見直しに対応した保険証が届きます。それぞれの有効期限にご注意ください。



1回目に届く保険証  
届く時期：7月中  
有効期限：令和4年  
9月30日



2回目に届く保険証  
届く時期：9月中  
有効期限：令和5年  
7月31日

### 負担が増える人への配慮はあるの?

窓口負担割合が2割になる人について、3年間(令和7年9月30日まで)は、**外来医療の負担増加額の上限を1か月3,000円までとし、それを超えた分は後日払い戻されます**(高額療養費として登録してある口座に払い戻します)。

#### 例 1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のときの支払額 ①	5,000円
窓口負担割合2割のときの支払額 ②	10,000円
1割→2割で増額した分(負担増) ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増額の上限 ④	3,000円
払い戻し額 (③-④)	2,000円

! 2割負担となる人で、高額療養費の口座が登録されていない人には、広域連合から9月下旬に口座登録申請書を郵送します

1か月5,000円の負担増を3,000円までに押さえます

☎ 保険年金課後期高齢者医療担当 (☎ 594-5542)

※今回の見直しの背景等については、厚生労働省コールセンター(☎ 0120-002-719)にお問い合わせください。

## 後期高齢者医療制度 Information

医療費を自己負担限度額までに抑えられる

### 限度額適用・標準負担額減額認定

「限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)」を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月(1日から月末まで)の保険適用される医療費のお支払いが、自己負担限度額までとなります。また、入院時の食事代(保険適用分)が減額されます。

☑ 同一世帯の全員が住民税非課税で低所得区分に該当する人

年金天引きから口座振替へ

### 保険料納付方法の変更

後期高齢者医療保険料を年金からの天引きで納付している人は、希望により口座振替に変更できます。

いずれも、詳細は保険年金課後期高齢者医療担当(☎ 594-5542)へお問い合わせください。